

# グリーンボンド・グリーンローン等に関する検討会（第1回） 議事要旨

日時：令和元年7月23日（火）14:00～16:30

場所：TKP 赤坂カンファレンスセンター

## <検討会委員>

相原 和之	野村證券株式会社 デット・キャピタル・マーケット部 ESG 債担当部長
足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
有江 慎一郎	アムンディ・ジャパン株式会社 運用本部 債券運用部長
有馬 良行	世界銀行 財務局 駐日代表
伊藤 康祐	株式会社日本政策投資銀行 財務部 財務課長
宇仁 隆	日本生命相互会社 クレジット投資部 クレジット投資課長
川上 博史	株式会社みずほ銀行 ストラクチャリング第一部 次長
河村 賢治	立教大学 法務研究科 教授
佐伯 亮	東京都 財務局主計部 公債課長
島 義夫	玉川大学 経営学部 教授
清水 一滴	大和証券株式会社 デット・キャピタルマーケット部 副部長
清水 倫	株式会社三井住友銀行 成長産業クラスター 部長代理
竹林 正人	Sustainalytics アジア・パシフィックリサーチ アソシエイトディレクター
田村 良介	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 投資銀行本部 デット・キャピタル・マーケット部 エグゼクティブ・ディレクター
中空 麻奈	BNP パリバ証券株式会社 市場調査本部長
水口 剛	高崎経済大学 経済学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長

## <オブザーバー>

一般社団法人全国銀行協会

日本公認会計士協会

日本証券業協会

# 議 事

## 1. 開会

## 2. 開催要領案の了承、座長の選任

- (1) 開催要領（案）については、委員から特段の異論はなく、了承された。
- (2) 開催要領に従い、水口剛氏（高崎経済大学 経済学部教授）を座長として選任した。

## 3. グリーンボンド・グリーンローンの現況に関する説明

- (1) 資料4に基づき、事務局よりグリーンボンド・グリーンローンの現況に関する説明がなされた。

## 4. グリーンボンドガイドライン改定に関する議論

- (1) 資料5に基づき、事務局よりグリーンボンドガイドライン 2017年版の改定に当たっての主な論点に関する説明がなされた。
- (2) 資金使途の厳格化について、国内のグリーンボンド市場が成熟していない現段階では資金使途の厳格化は避け、2017年版ガイドラインのように、発行体及び投資家の判断に委ねた例示に留めるのが良いのではないかという意見があった。一方で、投資家としては国や市場によって異なるグリーンの定義が存在している状況は面倒に感じる、欧州のような厳格な基準までいかなくとも、統一的・網羅的なガイドラインの作成を目指すべきという意見もあった。
- (3) トランジションボンド等のグローバルでの新たな動きについては、グリーンボンドではないが、参考資料といった形で事例を示してはどうかという意見があった。
- (4) グリーンボンドのメリットとして、クレジットイベント発生時のリスク耐性がある可能性があるという表現ではなく、市場環境が悪化したような場合でもグリーンボンドは資金が集まりやすく流動性が担保されているため発行がし易いという表現の方が適切ではないかという意見があった。
- (5) プロジェクトの評価及び選定プロセスについて、投資家への事前説明の範囲を概要で良いとする記載を削除すると、全ての内容を説明することとなりかねない、変更の趣旨を記載すべき、という意見があった。
- (6) グローバルスタンダードと離れたグリーンボンドとならないよう、外部レビュー機関の専門性の基準は強化すべきという意見があった。また、マーケットの健全な判定に委ねるならば、投資家側のグリーンボンドへの投資方針の醸成が重要であり、投資目線に対する示唆が入ることが望ましいという意見があった。

## 5. グリーンローン等に関するガイドライン（仮称）に関する議論

- (1) 資料6に基づき、事務局よりグリーンローン等に関するガイドライン（仮称）の主な論点及び骨子案に関する説明がなされた。
- (2) グリーンローンガイドラインにおいては、グリーンボンドとグリーンローンを比較し、

相違点を整理・説明するのが良いのではないかという意見があった。

- (3) 国内では資金用途を特定しないコーポレート融資が圧倒的に多く、顧客からニーズも出始めていることから、サステナビリティ・リンク・ローンのガイドライン策定について賛成という意見があった。また、グリーンボンドよりも小額で資金調達可能なグリーンローンには中小企業においてグリーンファイナンス・グリーンプロジェクトを普及させるという観点から見ても大変意義があるという意見があった。さらに、グリーンファイナンスに参入したい地域金融機関はあるが自行単独開発・運営体制整備が難しく、シンジケート型で組めばそのような地域金融機関との連携を図ることができる、との意見があった。
- (4) サステナビリティ・リンク・ローンの SPT を考える場合、グリーン要素のみではなく、ソーシャル要素についても統一的に含めるべきではないかという意見があった。他方で、SPT について敷居が高くなるような限定的なものにはすべきでないとの意見があった。
- (5) SPT の設定に関して、既に野心的な環境目標を掲げ、かなり先進的な取組を行っている企業もあり、必ずしも常に新しい SPT を設定するのではなく、既存の取組を維持し、評価するという観点があっても良いのではないかという意見があった。
- (6) レポーティングや外部レビューの開示を必須要件にするかについては、社会に対する透明性は担保しても良いのではないかとの意見や、必須にした場合ハードルが高くなることから地域金融機関への広がりが限定的になってしまうのではないか、また、ローンマーケットでは投資家が認証や評価を必要としないためガイドラインの策定においては推奨レベルに設定するのがいいのではないか、外部有識者の評価を受け公平性・客観性を担保することもできるのではないか、という議論があった。

## 7. 閉会

以上